

既存建物における高置水槽への直結給水に関する誓約書

年 月 日

(あて先) 高崎市上下水道事業管理者

申込者 (所有者)

住 所

電 話 番 号

建 物 の 名 称

所 在 地

給水装置の管理者

住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

既存建物で、受水槽及び高置水槽を使用し、受水槽を経由せずに高置水槽まで直結増圧給水を行い、また、貯水槽以下の直結給水していない給水設備の配管等を直結給水装置に切替える場合について、次のことを承諾し誓約いたします。

- 1 給水を申し込むにあたり、次のことについて理解・承諾し使用者に十分に周知します。
 - (1) 緊急工事、計量法に基づくメーター交換、停電、故障などで断水及び濁水が生じる場合があること。
 - (2) 検針及び計量法に基づくメーター交換等で敷地および建物内に立ち入る許可を上水道事業管理者（以下「管理者」という。）に与えます。
 - (3) オートロックなどの施錠装置がある共同住宅等の場合は、検針業務等に支障がないよう協力します。
- 2 配水支管の水圧が低下した場合でも、水の出不足等、給水に支障が生じても異議や苦情の申し立てをしません。
- 3 給水装置の修繕、その他維持管理は、水道法、高崎市給水条例及びその他の法令等に基づく責務を果たします。
- 4 高置水槽以下の水質の保全並びに給水装置の修繕及び、その他維持管理は、申請者が建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）、水道法、高崎市給水条例及びその他の法令等に基づく責務を果たします。
- 5 給水装置等に異常が生じ、給水に支障が生じたときは、申込者（所有者）の責任で、周知を徹底し、速やかに対処いたします。
- 6 申込者（所有者）は直結増圧給水装置の異常、停電・故障などで給水不良が起きた時、

不測の事態にならないように対応体制を確立し、速やかに対処いたします。

- 7 直結増圧給水装置の機能を適正に保つため、専門業者による年 1 回以上の保守点検を実施いたします。
- 8 直結増圧給水装置の起因で逆流または漏水等が発生し、管理者及び使用者に損害を与えた場合は責任を持って賠償いたします。
- 9 申込者（所有者）は、既存建物の給水装置の劣化に伴う漏水や、赤水発生等のトラブルが発生し、給水装置の修繕が必要になったときは、建物の設計図書等で必要な措置を十分に確認の上、管理者の指示に従い、責任をもって対処します。
- 10 申込者（所有者）および管理人を変更するときは、条件および承諾事項をすべて継承します。